

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
一般社団法人 森林サポート21
秋田県秋田市外旭川字野村33-1
2. 指名停止措置期間
平成26年2月24日から平成26年5月23日まで（3ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事実概要：
一般財団法人 森林サポート21は、平成25年5月27日付けで東北森林管理局秋田森林管理署長と契約した「収穫調査委託」において、進行管理の甘さから業務の進捗が大幅に遅れ、実行未了届を提出し契約解除を申し出たため、契約期間内に業務を完了する見込みがないとして平成25年11月28日付けで契約解除に至った。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号（不正不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070